

神障教組の結成について

1. 孤立からの脱却 「交流会」(1981. 1～1984. 5)

(神奈川県障害児学校教職員交流会の活動)

「交流会」は、第1回を瀬谷養護学校において開催して以来、1984年5月までの3年間、多くの仲間によってねばり強くつづけられ、対県統一要求書づくり、請願署名運動、スポーツ大会、講演会、映画会など、多岐にわたって活動をしてきました。そして、さまざまな問題について共通の認識が広がっていきました。また、さまざまな要求に応えることによって、市立の教職員の参加も得るなど県内教職員の交流にも大きな役割を果たすことができました。

2. 孤立から連帯へ 「組合連絡会」(1981. 3～1985. 2)

(神奈川県立障害児学校組合連絡会の活動)

「交流会」の運動の中で1981年5月には、「組合連絡会」が結成されました。「組合連絡会」は、8校の組合組織を中心に連帯して「交流会」とともに集約した統一要求書や2万人以上の請願署名をもとに対県交渉を行い、温水シャワーの設置をさせたり、「交流会」の運営を積極的に援助するなど、重要な役割を果たしてきました。

3. 組合への大きな一歩「協議会」(1983. 7～1984. 5)

(県立障害児学校教職員組合結成準備協議会の活動)

1983年7月、「交流会」「組合連絡会」「神教協」の共同提案によって「協議会」が発足し、組合づくりの運動も新たな段階に入りました。

「協議会」では、全体会が9回、ニュース発行が3回、その他ブロック会議、事務局会議などが行なわれ、みんなの意見を尊重した民主的な運営の中で「準備会」規約、組織づくりなどが検討されました。

「協議会」が発足すると同時に、未組織名校の職場での活動も活発になりました。

4. 新たな飛躍をめざして 「準備会」(1984. 5～1985. 2)

(神奈川県立障害児学校教職員組合結成準備会の活動)

1984年5月、「準備会」が発足しました。「準備会」では、準備委員会(全体会議)7回、代表委員会をはじめ各専門委員会が合わせて30数回、ブロック会議数回、ニュース会議数回、ニュース発行4回、対県交渉2回、スポーツ大会4回を行なうなど、着実に組合結成準備と要求実現の運動をすすめました。

運営は徹底的に民主的に行なわれ、規約作成は5回の職場討議が保障されました。とくに「組合員の政党支持の自由の保障」については慎重に討論がなされ、それが全体の合意となると同時に結成にあたって「経過報告」・「宣言文」・「運動方針」に記載することを確認しあいました。

神障教組結成宣言文

神奈川県立障害児学校で働く私たち教職員は、1985年2月16日の今日、神奈川県立障害児学校教職員組合を結成したことを高らかに宣言します。

県内統一された組合は、長い間、私たちの悲願でした。

1981年1月に「交流会」を開き、「協議会」「準備会」と発展させ、組合作りの要求は燎原のように燃え広がり、私たちの組合を結成することができました。

私たちは今、障害児学校で働く真の仲間として、熱い友情と固いスクラムを組むことができたのです。

これからは、県内の働く労働者、市民、それに県内の一般学校の教職員のみなさまと手をたずさえて、日本の平和と民主主義を守る先頭に立つことを誓います。

子どもたちの未来を見つめ、教育条件整備を一層おしすすめると共に、働く私たちの労働条件を改善させ、神奈川県の障害児学校を豊かに発展させることを誓います。

また組合を民主的に運営し、組合員はあらゆる差別を受けず、個人の政党支持の自由は保障される活動をします。そして、一層強大で生き生きとした組合活動をします。

県立障害児学校で働くすべての皆さん。

ぜひ組合に加入され、神奈川県の障害児教育を共に創り出そうではありませんか。

1985年2月16日

神奈川県立障害児学校教職員組合

第1章 神障教組規約

規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この組合は、神奈川県立障害児学校教職員組合（略称、神障教組）という。

(構成)

第2条 この組合は、神奈川県立障害児学校（盲学校、ろう学校及び養護学校）に勤務する者及び地方公務員法第53条4項の但し書きに定められた者（以下、教職員等と呼ぶ）で構成する。但し、校長、教頭及び事務長は構成員になれない。

(本部)

第3条 この組合の本部は、横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402に置く。

(目的)

第4条 この組合は、教職員の経済的、社会的、政治的地位の向上を図り、障害児教育の充実発展と教育の民主化に努め、平和で民主的な文化国家の建設を期することを目的とする。

(事業)

第5条 この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教職員等の待遇ならびに労働条件の維持改善に関すること。
2. 文化、福利厚生に関すること。
3. 教育行政、学校運営ならびに学術研究の民主化に関すること。
4. 障害児教育の推進と教育の民主化に関すること。
5. 障害児（者）の教育、医療、労働、生活の保障に関すること。
6. 他の民主化諸団体との協力共同に関すること。
7. その他、この組合の目的達成に関すること。

第2章 組合員の平等・権利・義務

(平等)

第6条 この組合の組合員は、すべての規約の下に平等である。そして、いかなる場合においても、人種、宗教、思想、信条、性別、門地又は身分によって差別されない。

(権利)

第7条 組合員は下記の権利を有する。

1. 組合のすべての問題に参加し、均等の取り扱いを受けること。
2. 組合の役員、代議員、中央委員の選挙権及び被選挙権。
3. すべての会議の報告を受けること。
4. どの機関に対しても、自己の意見を自由に述べること。
5. 臨時大会の開催を求めること。
6. この組合に備える各種の記録及び帳簿を閲覧すること。

7. 組合運動のために損害を被ったとき、救援の適用を求めること。

(義務)

第8条 組合員は、次の義務を負う。

1. 組合費を納入すること。
2. 規約及び決議を尊重すること。

第3章 組 織

(分会)

第9条 この組合は、各学校に分会を置く。

(専門部)

第10条 この組合に、次の専門部を置く。また、必要に応じて、他の専門部を置くことができる。

1. 現業組合員を対象に現業専門部を置く。
2. 女性組合員を対象に女性専門部を置く。
3. 寄宿舍指導員及び舎監を対象に寄宿舍専門部を置く。

第4章 機 関

(機関)

第11条 この組合は次の機関を置く。

1. 大会
2. 中央委員会
3. 執行委員会
4. 分会長会議

(大会)

第12条 大会は最高の決議機関で、毎年原則として6月に開く。大会は、会期の15日前に通知し執行委員長が招集する。臨時大会は、次の場合に執行委員長が招集しなければならない。

1. 通常の大会の決定があったとき。
2. 中央委員会の決定があったとき。
3. 執行委員会が必要と認めたとき。
4. 組合員の5分の1以上の要求があったとき。

(大会の構成)

第13条 大会は、大会代議員により構成する。代議員は、組合員10名までは1名とし、11名以上については、10名につき1名の割合で各分会毎に選出する。但し、端数は四捨五入する。

(大会の任務)

第14条 大会は、次のことを決める。

1. 規約の決定及び変更に関すること。
2. 組合の運動方針に関すること。
3. 予算の議決、決算の承認。
4. 他団体との提携もしくは連合及びその解消。
5. 他団体への加入脱退。

6. 補正予算の議決。
7. 組合員の統制に関する事。
8. その他、この組合の目的達成に必要な重要事項。

(中央委員会)

第15条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関で、原則として年2回以上執行委員長が招集する。任期は、1年とする。

(中央委員会の任務)

第17条 中央委員会は、次のこと決める。

1. 大会決議により委任された事項に関する事。
2. 規約について生じた疑義の解釈。
3. 規定及び各部細則の決定。
4. 補欠役員の選出に関する事。
5. 他団体との協力共同に関する事。
6. 補正予算の議決。但し、神障教組一般会計当初予算の5%未満の場合。
7. 緊急事項の処理。但し、この場合は次の大会で必ず承認を得なければならない。
8. 特別委員会の設置及び廃止に関する事。
9. 救援に関する事。
10. その他、この組合の目的達成に必要な事項。

(議事の運営)

第18条 大会、中央委員会は、議事運営規定により運営する。

(執行委員会)

第19条 執行委員会は、執行委員により構成する執行機関であって、執行委員長がこれを招集する、但し、執行委員の3分の1の申し出があったときは、執行委員長は、これを招集しなければならない。そして、次の権限を持つ。

1. 決議機関から与えられた事項の執行に関する事。
2. 大会及び中央委員会に提出する議案の作成。
3. 緊急事項の処理に関する事。但し、次の中央委員会において、必ず承認を得なければならない。

(執行委員会の構成)

第20条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、及び執行委員をもって構成する。

(分会長会議)

第21条 分会長会議は、この組合の目的達成に必要な事項を協議する機関で原則として月1回以上、執行委員会及び各分会の要請により、執行委員長が招集する。必要に応じて、地域連絡会議を開くことができる。

(分会長会議の構成)

第22条 分会長会議は、各分会長（または、それに代わる者）により構成する。分会長は、各分会とも1名とする。

(分会長会議の任務)

第23条 分会長会議は次のことを協議する。

1. 各分会より提出された意見・要請に関すること。
2. 執行委員会及び各分会との連絡調整と情報交換に関すること。
3. 執行委員会に諮問された事項。
4. 執行委員会に中央委員会招集の要請をすること。

(特別委員会)

第24条 この組合に、特別委員会を置くことができる。特別委員会は、執行委員会の補助機関である。特別委員会は、中央委員会がその必要性を認めたとき、組合員の中から選任する特別委員によってこれを構成し、特定の問題を調査・研究する。特別委員の任期は、その調査・研究に必要な機関とする。

(組合の会議の成立と議決)

第25条 この組合の会議は、会議の構成員の過半数で成立し、委任状は認めない。

2. 会議の議決は、いずれも構成員の過半数でこれを決め、可否同数のときは、議長が決めるものとする。但し、第14条の第1号、4号及び5号は、すべての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によって全員の過半数以上の賛成を得なければならない。同条第7号に関する場合は、第37条の定めによるものとする。

第5章 役 員

(役員)

第26条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 執行委員長 1 名
- (2) 副執行委員長 2 名
- (3) 書記長 1 名
- (4) 書記次長 1 名
- (5) 執行委員 複数名
- (6) 会計監査 2 名

2. 前項(1)から(5)までの役員のうち、組合に専従する者を若干名置く。
3. 専従役員の人数は中央委員会で決定し、その種類は執行委員会で決定する。
4. 次年度執行委員の定数は中央委員会において定める。

(役員の選出)

第27条 この組合の役員は、組合の構成員たる全組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によって全員の過半数で決められなければならない。

(役員の任務)

第28条 執行委員長は、組合を代表し、組合業務を統轄する。

2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故のある時には、その代理をする。
3. 書記長は、正副執行委員長を補佐し、書記局を統轄する。
4. 書記次長は、書記長を補佐する。
5. 執行委員は、執行業務を分担し、その中の1名が会計業務を主に行う。

(会計監査)

第29条 会計監査は、年2回以上会計業務の監査を行い、必ず大会、中央委員会に報告しなければならない。

(任期)

第30条 この組合の役員の任期は1年とし、再選を妨げない。欠員の補充で就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。前任者は、退任者の場合でも後任者が決まるまで業務を行う。

第6章 会 計

(収入)

第31条 この組合の経費は、組合費の他、大会又は中央委員会で承認を得て、臨時に徴収する費用、寄付金及び事業収益金等をもってこれにあてる。組合費は、大会で決める。

(免除)

第32条 特別の場合は中央委員会の承認を得て、組合費の一部又は全部を免除することができる。

(資産)

第33条 この組合は、組合の会計及び資産状況を明らかにするため、常に整理された会計簿、財産目録及び予算票を備えておく。

(会計年度、会計規定)

第34条 この組合の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。会計規定は、別にこれを定める。

第7章 加入、脱退、統制及び救援

(加入)

第35条 この組合に加入しようとする者は、所定の用紙をもって執行委員長に申し込む。但し、第37条の規定により組合員の資格を失った者の再加入については、中央委員会の承認を必要とする。

(脱退)

第36条 この組合を脱退しようとする者は、所定の用紙をもって執行委員長に届け出る。

(統制)

第37条 この組合の役員及び組合員が次の事項に該当するときは、組合員の申請に基づき、大会で構成員の3分の2以上の決定によって除名又は権利停止を行うことができる。

1. この組合の規約に違反したとき。
2. この組合の統制を乱したとき。
3. この組合の名誉及び利益を毀損したとき。

(統制規定)

第38条 前条の適用、発表、不服申し立て等については、別に定める規定による。

(救援)

第39条 組合運動のために損害を被った組合員に対しては、別に定める規定に従い、中央委員会の審議を経た上で、その程度に応じた救援をする。

第8章 附 則

(規定)

第40条 この規約を施行するために、必要があれば別に規定を定める。

(解散)

第41条 この組合の解散は、大会の構成員の3分の2以上の議決を経た後、組合員の直接秘密投票により、全組合員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(効力)

第42条 この規約は、1985年3月23日から効力を生じる。

1985年7月19日に一部改正

1989年7月18日に一部改正

1992年2月15日に一部改正

1997年2月14日に一部改正

2004年2月23日に一部改正

2006年2月27日に一部改正

役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 神奈川県立障害児学校教職員組合規約第27条に基き、この規定を定める。

第2条 この規定は、規約第27条の役員選挙に適用する。また、規約第25集2項の投票にも準用する。

第3条 役員選挙は、毎年各分会において一斉に組合員の直接無記名による秘密投票によって行う。

第4条 役員選挙は、定期大会の1週間以前に行うことを原則とする。

第5条 次年度の執行委員の定数は、中央委員会において定める。

第2章 選挙管理委員会

第6条 選挙事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

第7条 選挙管理委員会は、各分会から1名ずつ選ばれた選挙管理委員によって構成する。但し、立候補者は、選挙管理委員会の構成員にはなれない。

第8条 選挙管理委員の任期は、定期大会より翌年の定期大会に至るまでとする。但し、補充された選挙管理委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

第9条 選挙管理委員会に1名の選挙管理委員長と2名の選挙管理副委員長を置く。選挙管理委員長並びに副委員長は、選挙管理委員の互選とする。選挙管理委員長は、選挙管理委員会を招集する。但し、第1回の選挙管理委員会は、執行委員長が招集する。

第10条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

1. 選挙人名簿の作成
2. 選挙の公示
3. 立候補者の受付と資格審査
4. 選挙期日の2週間前までに立候補者名簿及び公報を分会に報告する
5. 投票用紙の作成・管理
6. 投票及び開票の立ち会い人の指名
7. 開票に関する事項

8. 当選者の決定と発表

9. その他選挙管理ならびに信任投票に必要な事項

第11条 選挙期日は、3週間前までに公示する。

第3章 候 補 者

第12条 選挙に立候補する組合員・書記は、決められた立候補届に所定事項を記入して選挙管理委員会に公示日から5日以内に届け出なければならない。

策13条 同一人が2以上の役員種別に立候補することはできない。

第14条 立候補者が辞退しようとするときは、必ず選挙期日の1週間前までに辞退届を選挙管理委員会に提出しなければならない。

第4章 選 挙

第15条 選挙期日は2日とし、不在者投票を認める。

第16条 選挙は役員種別ごとに、定員1名のものは単記、定員2名以上のものについては定員以内の自由連記とし、いずれも無記名1人1票とする。

(必要投票数)

第17条 投票の結果、投票総数が組合員の3分の2に満たない時は、再投票を行う。

(当選の要件)

第18条 選挙の当選者は、定員数に従い、有効投票の高点得票者をもって決定する。但し、当選者は得票数が有効投票総数の過半数に満たなければならない。

2. 前項但し書きに満たない者については、信任投票を行い、当選を決定する。

3. 候補者数が定員数と同じ時は、その者について信任投票を行い、当選を決定する。

4. 信任投票は、すべて有効投票総数の過半数の信任により当選とする。

5. 第1項の場合、同票数のために定員を決定することができない時は、決戦投票を行う。

第19条 当選者が決定したのち3か月以内に欠員が生じた時は、有効投票総数の過半数を得た次点者をくりあげる。但し、該当者がない場合は再選挙を行う。

第20条 投票のうち次のものは無効とする。

1. 投票用紙がちがう。

2. 第16条の規定以上に記入したもの。

3. 被選挙人の確認できないものについては、その部分。

第21条 この規定の改廃は、執行委員会で原案をつくり、中央委員会で決める。

第22条 この規定を施行するために、別に細別を定める。

第23条 この規定は、1985年6月8日より実施する。

1985年11月22日に一部改正

2006年10月27日に一部改正

役員選挙規定施行細則

第1章 総 則

第1条 この細則は、役員選挙規定第22条に基づいて作り、役員選挙規定第10条に定める選挙管理委員会の行うことを規定する。

第2章 選挙人名簿の作成

第2条 選挙管理委員会は、原則として毎年選挙公示日における組合員により選挙人名簿を作成する。

第3条 選挙人名簿は、様式（1）による必要事項を記載する。

第4条 選挙人名簿は、名分会毎に2部作成し1部を分会1部を選挙管理委員会にそれぞれ保管する

第3章 選挙の公示

第5条 選挙公示文書に記載する事項は次のとおりとする。

1. 選挙の期日
2. 立候補届出期間
3. 立候補者の資格
4. 役員の種別並びに定員数
5. 立候補届出手続
6. 選挙運動についての注意
7. その他、必要な事項

第4章 立候補の手続き

第6条 立候補の届出は、次に定める手続によらなければならない。

1. 様式〈2〉による立候補届に必要事項を記載すること。
2. 選挙公報の原稿を公示文書に定められた様式で提出すること。
3. 立候補届は、役員種別毎に提出すること。
4. 立候補届は、立候補届出期間内に、本人又は代理人により直接、選挙管理委員会に提出すること。

第5章 選挙公報

第7条 立候補の発表は、立候補名簿及び選挙公報を以てする。選挙公報には次の事項を必ず記載する。

1. 立候補役員種（例「書記長候補」）
2. 立候補者氏名、年齢、性別
3. 所属分会
4. 立候補のあいさつ、主張等

第6章 投 票

第8条 選挙は、各分会に於いて行う。

第9条 不在者投票を行う者は、各分会の選挙管理委員及び立ち会いの人の指示に従い、投票を行う。

第10条 選挙の立ち会い並びに所要の事務は、各分会の選挙管理委員に委託する。

第11条 立ち会い人は、各分会1名ずつ選挙管理委員が指名する。但し、立候補者は、立ち会い人にはなれない。

第12条 選挙は、各分会に於いて、立ち会い人の立ち会いのもとに、選挙管理委員が選挙人名簿と照合の上、投票用紙を交付して行う。

第13条 投票終了後、選挙管理委員は、責任をもって投票箱及び残余の投票用紙を保管し、開票日に開票場所に持参する。

第7章 開票及び当選公示

第14条 開票は、選挙管理委員が一括して本部で行う。

第15条 開票は、選挙管理委員会委員長と副委員長がそれぞれ各1名の立ち会い人を指名し、その立ち会いのもとに行う。また、各分会は1名以内で立ち会い人を出すことができる。立候補者も立ち会うことができる。

第16条 開票の結果については、役員種別毎に選挙管理委員長より報告し、当選者を確認する。

第17条 選挙の結果については、開票日より5日以内に公示する。

第8章 選挙運動の制限

第18条 次の各項に掲げる選挙運動をしてはならない。

1. 他の候補者を誹謗若しくは中傷し、個人攻撃に亘る口頭又は文書による選挙運動。
2. その他、組合の名誉を毀損するような言動又は文書による選挙運動。

第19条 前条の規定に違反があった場合には、選挙管理委員会は、「注意」「厳重注意」を行い、それを公開する。

第9章 雑 則

第20条 立候補者が辞退する際は、様式(3)の立候補辞退届に必要な事項を記載し、直接、選挙管理委員長に提出すること。

第21条 この細則に定めていない事項につき、必要がある場合は、選挙管理委員会が定める。

第10章 附 則

第22条 この細則の改廃は、中央委員会で決める。

第23条 この細則は、1985年6月8日から適用する。

1987年 2月19日に一部改正

1999年10月21日に一部改正

2000年10月26日に一部改正

様式(1)

年度 神障教組役員選挙人名簿（ 年 月 日現在）

分会 組合員数 名 以下の者を組合員と認めます。選挙管理委員（氏名 ㊟）											
番号	氏 名	照合欄	番号	氏 名	照合欄	番号	氏 名	照合欄	番号	氏 名	照合欄
1			21			41			61		
2			22			42			62		
20			40	以下余白	↑ 朱線	60			80		

氏名最後の欄の下線部に、この記入例のように朱線を引き、次の欄に（以下余白）と記入する。

様式(2)

右の者は組合員であることを証明します。 神障教組選挙管理委員（氏 名） ㊟	所 属 分会名	立 候 補 届 年 月 日 立候補者（氏 名） ㊟ 神障教組選挙管理委員長殿 このたび に立候補しますのでお届けします。
	職 名	
	（ふりがな） 立候補者名 氏名（年齢）	
	（男・女） 歳	

様式(3)

立 候 補 辞 退 届 年 月 日 立候補者（氏 名） ㊟ 神障教組選挙管理委員長殿 このたび に立候補していましたが、辞退しますのでお届けします。
--

※立候補する役員の種別（例書記長）を 欄に記入すること

議事運営規定

第1章 総 則

- 第1条 この規定は、神奈川県立障害児学校教職員組合規約第18条に基いて決める。
- 第2条 大会及び中央委員会に関する議事運営のすべては、この規定により行われる。
- 第3条 会議構成委員の資格審査は、執行委員会がこれにあたる。
- 第4条 各大会代議員ならびに中央委員は、所定の信任状に必要事項を記入し、執行委員会に提出し、確認を受けなければならない。
- 第5条 会議は、執行委員会の確認報告によって成立する。

第2章 議事運営委員会

- 第6条 会議は、議事運営委員会を設けて、その円滑な運営をはかる。
- 第7条 議事運営委員会は、そのつど3名の委員をもって構成され、合議により運営される。但し、中央委員会においては、議長と書記長で議事の運営をはかる。
- 第8条 議事運営委員会は、次の事項を協議し、会議の承認を得て施行する。
- (1) 議長団の選出に関すること。
 - (2) 議事日程の編成と変更に関すること。
 - (3) 緊急動議の取り扱いに関すること。
 - (4) 祝辞、祝電等の取り扱いに関すること。
 - (5) その他、議事運営に必要なこと。

第3章 議 長

- 第9条 会議は、議長団によって、議事の審議を行う。
- 第10条 会議は、そのつど構成員の中から議長団3名（中央委員会の場合は、2名でもよい）を選出する。議長団のうち1名が正議長席につき、他は副議長席につく。
- 第11条 議長は、書記ならびに議事録署名委員を委嘱する。
- 第12条 議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理して議事の運営と進行に責任をもつ。副議員は、議長を補佐する。
- 第13条 議長団中の者に議長不信任の動議が提出された時は、他の者がかわって会議に採否をはかる。

第4章 議 事

- 第14条 会議は、公開を原則とするが、必要に応じ会議の決定により秘密会とすることができる。
- 第15条 議長は、議事上程の時は、その旨を宣言し、その提案者に提案理由を説明させる。提案者は、補足説明及び意見の開陳を議長の許可を得てできる。
- 第16条 議長は、質疑討議の後、案件を採決に付する。
- 第17条 議長は、議案を小委員会に付託する時は、提出議案に対する提案説明、質疑討論の後、会議の承認の上付託することができる。

第5章 小委員会

第18条 小委員会は、会議の構成員と役員により構成し、その選出方法等についてはそのつど議事運営委員会に付議し、その答申により会議で決定する。

第19条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。選出は互選とする。

第20条 提案者は、小委員会において議案説明をすることができる。

第21条 小委員会委員長は、会議で小委員会の経過及び結果を報告する。その報告中には、私見を入れてはならない。

第22条 小委員会委員長は、少数意見も要求された時、その内容を会議に報告しなければならない。

第6章 発 言

第23条 会議の発言は、必ず議長の指名を必要とし、発言中は他の者の発言は許されない。

第24条 議長団の者が、議事に関して発言を要求する時は、その席をゆずり発言することができる。但し、その議題に関して終了するまでその席に復帰できない。

第25条 質問中の意見発表はできない。

第26条 討論は、最初に反対者の発言を許し、賛否交互に発言させる事を原則とする。

第27条 議事運営委員会が、議事進行上質疑討論を打ち切り、小委員会付託の動議を提出した時は、必ず採択され会議にかけられる。

第28条 討議終了の時は、その旨議長は宣告しなければならない。

第29条 議事進行に関する発言は、議案の関係のあるものに限り発言を許される。

第7章 修 正

第30条 修正決議の条項及び字句の整理は、議長に委任することができる。

第31条 修正動議は、小委員会委員長報告後は提出できない。

第32条 同一議題について二つ以上の修正案提出の時は、原案に遠いものから先に採択する。この順序は、議長が決める。

第8章 採 決

第33条 採決には、条件はつけられない。

第34条 議長が、採決をとろうとする時は、採決に付する問題の内容を宣告しなければならない。宣告後は、何人もその議題について発言することはできない。

第35条 採決の方法は、挙手、起立等によって行う。必要と認めた時は、記名投票によって行うことができる。

第9章 動 議

第36条 緊急動議を提出する時は、案件提案理由、提案者及び賛成者をあらかじめ文書によって議事運営委員会に提出しなければならない。

第37条 各分会提出議題は、文書により案件提案理由、提案者を記入し、会議の開かれる日の7日前までに提出されなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、開会前までに執行委員会に提出しなければならない。

第10章 附 則

第38条 書記は、会議の議事録を作成し、議事録署名委員は会議終了後これを点検し署名する。

第39条 この規定の改廃は、中央委員会で決定する。

第40条 この規定は、1985年6月8日より実施する。

会 計 規 定

第1章 総 則

第1条 この規定は、神奈川県立障害児学校教職員組合規約（以下「規約」という）第34条に基づき、この組合の財政運営、会計処理手続きについて定める。

第2条 この組合の会計（一般会計及び特別会計）及び監査は、法令及び規約に定められたもののほか、すべてのこの規定に基づいて処理する。

第3条 この組合の会計は、大会において決定された予算、補正予算及び中央委員会で決定された補正予算に基づいて執行する。

第4条 この組合の会計年度は、規約代4条に基づき、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第2章 予 算

第5条 一般会計の収入・支出は、すべて予算に計上しなければならない。予算案は、執行委員会において作成し、これを大会に提出してその議決を経るものとする。

第6条 この組合の会計科目は、別表一で定める科目で行う。

第7条 必要経費に過不足を生じたときの補正予算は、規約第14条、第17条に基づき、大会または中央委員会に提案し、その議決を経るものとする。予算の流用は、小科目にあっては、執行委員会の決定によって行う。大科目相互の流用は、中央委員会の決定を経なければならない。

第8条 臨時の支出を行うため、あるいは、収入と支出のずれを補うため、予算には予備費を計上する。予備費の額は、3%以上7%以下とする。予備費の支出は、執行委員会の議決を経てこれを行う。

第9条 年度開始より大会までに至る暫定予算は、執行委員会の議決により前年度予算の範囲内において措置することができる。但し、その措置は、3ヶ月以内に限る。この期間を超える場合には、中央委員会の議決を必要とする。

第10条 予算外の臨時収入、臨時支出は、規約第31条に基づいて行われなければならない。

第11条 予算の編成は、収入に見合う支出としなければならない。収入財源の確保されない場合は、支出案を作成できない。

第12条 未収金、その他予算の範囲内において収入財源を引当として短期の借入を行わなければならない場合は、執行委員会の議決を必要とする。

第13条 会計は、予算の執行計画を四半期ごとに立案して、執行委員会に報告しなければならない。

2. 会計は、1四半期ごとに収支明細書を作成し、執行委員会にその結果を報告しなければならない。

第3章 会計帳簿

第14条 この組合には、規約第33条に基づき、最小限度次の帳簿を備えなければならない。

1. 予算表
2. 会計簿
3. 補助簿（収入伝票、支出伝票）
4. 証拠書類綴（契約書、領収書を含む）
5. 現金出納帳
6. 物品関係簿（固定資産台帳＜備品台帳を含む＞、消耗品受払簿、印紙類出納簿、図書目録）

第15条 前条の帳簿の保存期間は、完結後5年とする。但し、第6号の消耗品受払簿以下は、完結後2年とする。

第4章 現金及び物品の出納保管

第16条 現金は、会計が保管し、所定の金融機関に預金しなければならない。手許におく現金は、やむを得ない場合のほか、現金10万円以内の必要最少額とする。

2. 前項に関して、会計に事故ある時は、執行委員会が職務代行者を執行委員会役員のうち一人を指名し、これを監督指示する。

第17条 備品は、すべて備品台帳に登載し、会計が管理する。

2. 固定資産は、耐用1年以上、取得価格10,000円以上のものとし、帳簿価格は、取得価格とする。

第18条 会計は、現金及び物品の出納保管に関して直接責任者とし、執行委員会が不可抗力と認めた場合のほか、免れることはできない。

2. 前項の出納保管に関して合議をなした役員は、よって生じた責任について共同責任を負う。
3. 前二項の責任者は、生じた責任について連帯し弁償しなければならない。

第5章 収支権限

第19条 この組合の金銭の収支権限は、次の区分とする。

1. 中央委員会の決定を要するもの。
 - ア 1件50万円以上の支出
 - イ 25万円以上の負債
 - ウ 25万円以上の前渡金支出
2. 執行委員会の決定を要するもの。
 - ア 1件50万円未満20万円以上の支出
 - イ 25万円未満の負債
 - ウ 25万円未満10万円以上の前渡金支出
3. 執行委員長の決定を要するもの。

第20条 前条にかかわらず、緊急やむを得ない時、また、定例軽易な事項は、会計が協議の上、責任収支をなすことができる。

2. 前項の緊急やむを得ない取り扱いをなした場合は、遅滞なくそれぞれ権限あるものの承認を得なければならない。

第6章 収 入

第21条 収入があった時は、直ちに収入伝票を作成しなければならない。

2. 収入は、保存すべき通帳、証書に記入されて証明できる場合のほか、すべてを内容により、金額、相手方、収入年月日、摘要を記載した所定の領収書を交付し、収受しなければならない。

第22条 組合員は、規約第31条に定められた組合費の他、臨時に徴収する費用を毎月末までに分会を通じて納入する。なお、給与の支給を受けない月は、組合費を免除する。

第23条 組合費が、納入期より2ヶ月以上遅延する時は、執行委員会は、組合費の徴収保管状況につき、その分会の実態を調査することができる。

第7章 支 出

第24条 支出は、すべて予算の金額の範囲内においてなされなければならない。

2. 支出の必要を生じたときは、会計に申し出なければならない。会計は、その使途を審査して予算科目決定の上、支出伝票を作成しなければならない。
3. 支出をした時は、領収書を徴しなければならない。
4. 前項において領収書を徴しがたい場合には、支払証明書をもってこれに書き換えることができる。
5. 前項の支払証明書は、執行委員長又は書記長の承認を受けなければならない。

第25条 前渡金は、必要最小限の金額としなければならない。

2. 前渡金の支出をする時には、仮払金請求書及び領収書を徴しなければならない。
3. 前渡金の支出を受けたものは、遅滞なく精算しなければならない。

第8章 旅 費

第26条 組合員及び職員が組合用務のため行動する場合（会議、動員を含む）は、旅費を支給する。

2. 各種学習会・集会・委員会参加などへの行動費については、別途細則を執行委員会で定め、執行する。

第27条 旅費は、行動に基づいて別表二の内容によって執行委員長の認印を得て旅費の支払いを行う。

第28条 組合員及び職員が組合用務のため行動する場合は、その必要なものの実費を支給することができる。

第9章 財政引き継ぎ

第29条 会計の交替がある時は、必ず引き継ぎ書を作成し、引き継ぎを行わなければならない。

第30条 財政引き継ぎの場合は、第1号及び第2号に基づく一切の証拠物件を明示し、会計監査、書記長を立会人として行う。

1. (1) 収支計算書
(2) 財産内訳証明書
(3) 引き継ぎ帳簿一覧表
(4) その他、必要と認めた関係書類
2. 次のものは、実査の上授受を行う。
(1) 現金

- (2) 預金
- (3) 債権・債務確認のための必要書類
- (4) 契約書
- (5) 物品関係帳簿

なお、これらの引き継ぎ書には、新旧会計は認印し、立会人は承認の認印を押し、3通作成の上、それぞれ1通ずつ交換し、1通は書記局に保管されなければならない。

第10章 決 算

第31条 会計は、会計年度の終了日から1ヶ月以内に年度決算を完了し、決算報告書を作成しなければならない。

- 2. 決算報告書は、第35条第1項の会計監査結果報告書を添付して、大会に報告し、承認を得なければならない。

第32条 決算報告書として、次に掲げる計算書類を作成しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 付属明細書
- 2. 一般会計の収支計算書は、予算の科目別に次の事項を記入しなければならない。
 - (1) 当初予算額
 - (2) 補正予算額
 - (3) 収入決算額及び支出決算額
 - (4) 予算残額

第11章 会計監査

第33条 会計監査は、次に掲げる事項について監査を行う。

- (1) 収入及び支出に関する状況
- (2) 現金及び銀行預金の出納保管に関する状況
- (3) 物品の保管ならびに受け払いに関する状況
- (4) 会計の事務処理その他会計に関する状況
- 2. 会計監査は、その職務を行うために必要があるときは、執行委員長に対して会計に関する報告を求めることができる。

第34条 監査は、定期及び臨時に行う。

- 2. 定期監査は、年2回あらかじめ期日を指定して行う。
- 3. 会計監査は、その職務を行うため、必要があるときは、臨時に監査を行うことができる。

第35条 会計監査は、会計年度の終了日から40日以内に会計監査結果報告書を執行委員長に提出しなければならない。

- 2. 会計監査は、前条第3項の監査を行った時には、監査の終了日から10日以内に会計監査結果報告書を執行委員長に提出しなければならない。
- 3. 会計監査は、前二項の会計監査結果報告書に虚偽の記載をしてはならない。
- 4. 会計監査は、第1項の会計監査結果報告書を大会に報告しなければならない。

第12章 雑 則

第36条 この規定の改廃は、中央委員会で行う。但し、別表一の改廃は、執行委員会で行うことができる。

第37条 この規定は、1985年6月15日より実施する。

別表一

収入	
繰越金	前年度繰越金
組合費	組合費
雑収入	利息、雑収入
支出	
事務費	消耗品費、備品費、図書資料費、雑費
事業費	情宣費、教育文化費、賃金闘争費、福利厚生費、渉外費
行動費	行動費
組織強化費	組織対策費
会議費	大会費、中央委員会費、執行委員会費、分会長会議費
選挙委員会費	選挙委員会費
会計監査費	会計監査費
予備費	予備費

別表二

交通費	利用交通機関の往復に要した交通実費
宿泊費	宿泊料

救 援 規 定

第1章 総 則

第1条 この規定は、神奈川県立障害児学校教職員組合同規約第39条に基づき本組合の組合運動犠牲者の基準を定めたものである。

第2条 この規定において組合運動の犠牲とは、組合員が組合機関の決定に基づく組合業務の遂行中こうむった損害で下の各号の一つに該当するものをいう。

- (1) 死亡
- (2) 負傷又は疾病
- (3) 任意出頭、証人喚問、検束、逮捕、拘禁、収監
- (4) 公判、刑の執行、服役
- (5) 分限又は懲戒に基づく免職

- (6) 臧首意外の行政処分による身分上の損失
- (7) 給与の減額
- (8) その他特に救援の必要があると認められたもの

第2章 救 援

第3条 前条第1号「死亡」に該当するものについては、次の救援を行う。

- (1) 葬儀費用
- (2) 弔慰金
- (3) 遺族の扶助
- (4) 損害賠償請求に要する訴訟費用

第4条 第2条第2号「負傷又は疾病」に該当するものについては、次の救援を行う。

- (1) 見舞金
- (2) 療養並びに療養後の補助給与
- (3) 長期にわたる療養のため、減俸される場合は、差額相当額の支給
- (4) 損害賠償請求に要する訴訟費用

第5条 第2条第3号「任意出頭、証人喚問、検束、逮捕、拘禁、収監」に該当するものについては、次の救援を行う。

- (1) 本人及び家族に対する見舞並びに慰謝
- (2) 逮捕、収監以後起訴に至るまでの費用の負担

第6条 第2条第4号「公判、刑の執行、服役」に該当するものについては、次の救援を行う。

- (1) 公判に要する費用
- (2) 罰金並びに科料
- (3) 服役者に対して本人在職時の給与金額の支給

第7条 第2条第5号「分限又は懲戒に基づく免職」に該当するものについては、次の救援を行う。

- (1) 見舞金
- (2) 一時金
- (3) 臧首された時点から2年以内は、その時点で支給を受けた給与と同一金額の支給
- (4) 休職者が確定判決により、敗訴し失職した場合は確定判決後、2年以内はその時点で受けた給与と同一金額の支給
- (5) 身分損害回復の費用
- (6) 貸付金

第8条 第2条第6号「臧首以外の行政処分による身分上の損失」に該当するものについては、次の救援を行う。

- (1) 身分回復、損害回復の運動と、その費用
- (2) 身分の損失に伴う物質的損害に対する負担（休職者が公職選挙法に定める公職についた場合、死亡の場合を除く）

第9条 第2条第7号「給与の減額」に該当するものについては、次の救援を行う。

- (1) 減額分の補償
- (2) 損害回復に要する訴訟費用

第10条 第2条第8号「その他、特に救援の必要があると認められたもの」に該当するものについての

救援は実情に応じてその都度決める。

第11条 臍首、又はその他の行政処分を受け救援規定を適用されたものは、組合機関の決定に従って身分又は損害回復の訴訟を続けるものとする。

第12条 法廷闘争により勝訴又は、免許等により給与又は損害補償が支払われた場合は、その金額を返還しなければならない。

第3章 運 用

第13条 この規定の運用は、執行委員会の責任において行い、これを大会または中央委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

第14条 この規定の運用及び実施の万全を期するため、執行委員会の諮問機関として救援委員会を設ける。

2. 救援委員会は、執行委員3名及び各分会1名の委員をもって構成する。

3. 救援委員の任期は1年とする。

4. 救援委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その決定は満場一致制をとり、一致の得られない時は、すべての意見を執行委員会に報告する。

第15条 救援を必要とする場合が生じた時は、分会長は所定の手続きにより、その旨を執行委員長に申請する。

第16条 救援委員長は、執行委員長から送付された救援申請書その他の調査、報告書に基づき、救援の適・不適、金額等を審議し、執行委員会に報告する。執行委員会は、その報告を尊重し、決済を行う。

第17条 この規定による補償請求権は、事由発生後1年をもって時効により消滅する。

第18条 この規定により救援に異議ある時は、本人又は分会長の申し出により、再審議を求めることができる。

第19条 この規定により救援額その他運用上の事項については、救援規定施行細則による。この細則は救援委員会で定め、執行委員会の承認を受ける。

第4章 会 計

第20条 この規定の運用のため、支出する資金は、救援基金をもってこれにあてる。

第22条 臨時徴収金については、救援委員会の要請により、執行委員会が提案し、中央委員会で決定する。

第5章 改 訂

第23条 この規定の改廃は、中央委員会の承認による。

附 則

第24条 この規定は1986年6月7日をもって効力を発する。

第25条 第19条に基づく施行細則は1986年度中事例発生状況等を調査検討し、発生した事例については、その都度適切に対応しつつ、次期定期大会までに作成する。

救 援 見 舞 規 定

第1条 この規定は規約第17条9項に基づき、組合員の死亡を弔慰し、また組合員が事故および疫病により退職のやむなきに至ったものを見舞い、また災害をこうむった者を救援および見舞うために定める。

第2条 この規定による弔慰額、救援見舞額は次の各号による。

- (1) 死亡弔慰金 10万円 花輪（生花）一基（2万円相当）
- (2) 退職見舞金 2万円
- (3) 火災見舞金 全焼3万円 半焼1.5万円 消防冠水5千円
- (4) 水害見舞金 流失3万円 床上浸水1.5万円
- (5) 上記の各項以外の災害その他の救援見舞金は災害その他の状況に応じて分会よりの報告に基づいて中央委員会で決めるものとする。

第3条 この規定の運用は、執行委員会が申請書及び調査報告書に基づき審査、執行し、これを中央委員会に報告しその承認を得なければならない。

第4条 弔慰または救援、見舞を要する場合は、当該分会長は、すみやかに、所定の手続きによって、執行委員会に、弔慰または、救援、見舞の申請をしなければならない。支給事実発生後1年以内に申請しなかった場合は無効とする。

第5条 この規定に要する経費は組合員の拠出金および利子をもってあてる。拠出金は組合費1人月額100円とする。大規模災害の発生した場合には大会又は中央委員会の決定により臨時に徴収することができる。

第6条 この規定は収支の特別会計とする。

第7条 この規定は1988年4月1日より施行する。

1993年6月5日に一部改正

1996年6月15日に一部改正

附則

第1条 本規定第2条5項に基づいて、組合員に下の事由が発生したときは、次の基準により見舞金を支出する。

- (1) 組合業務執行のため事故又は疾病に至ったとき、1ヶ月の療養期間につき4千円。但し、2万円を超えないものとする。
- (2) 事故または疾病により長期療養を必要とするものについては1ヶ月の療養期間につき3千円。但し、1万5千円を超えないものとする。
- (3) 退職のやむなきに至ったときは、5千円を見舞金として支出する。
- (4) 組合主催のスポーツ大会における事故により眼鏡を破損した場合は、その修理費用を補償する。但し、4万円を超えないものとする。

専従役員補償規定

第1条（目的） この規定は、神奈川県立障害児学校教職員組合（以下「組合」という）専従役員の休職について定めることを目的とする。

第2条（適用） 組合機関の決定に基づき専従役員となった者は、この規定の定めるところにより、専従期間に応じて補償を受ける。

第3条（承認） 休職専従役員になる者は、執行委員会で互選する。

第4条（休職専従役員の補償） 休職専従補償額は、休職による昇給延伸補償と退職手当などの補償とする。

(1) 休職による昇給延伸補償は、復職時の実損額を支給する。

(2) 退職手当などの補償は、退職時の実損額を支給する。

第5条（休職専従補償金の精算） 前条の補償金支払いについては、昇給延伸補償は毎年の実損額を年内に支払う。退職手当などの補償は、退職時に実損額全額を直ちに支払う。

第6条 第5条に関する収支は、休職専従補償会計で取り扱う事とする。

第7条 給料・退職手当について制度上大きな変更が生じた場合には必要な改正を行うものとする。なお、補償額支払い後において本人の退職等により執行委員会が還付の必要を認めた場合には、中央委員会の承認を得て、妥当な金額を還付させる。

第8条 この規定の改廃は、中央委員会で決定する。

附則 1. この規定は1990年4月1日から施行する。

1990年5月26日に一部改正

1999年2月25日に一部改正